

第10回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月20日(火) 午後4時から午後4時45分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (14名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	12番	町野位夫	13番	齋藤典子
	14番	渡邊浩正		

4 欠席委員 11番 渡邊幸史

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (6) 農業委員会事務局職員の任免について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上	治良
副主幹	高塩	康幸
主事	湯田	美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。11番渡邊幸史委員から欠席届が提出されておりますので、本総会の出席委員は14名となり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

それでは、ただいまから第10回矢板市農業委員会総会を開催します。

議長
(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、1番渡邊好雄委員、13番齋藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、1番渡邊好雄委員、13番齋藤委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第1班、班長9番 平久井 委員にお願いします。

9番平久井委員

本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条2件、農地法第5条2件、非農地証明2件の計6件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番の平久井です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

売買ですので何ら問題なく見て参りましたので皆様のご審議お願い
します。

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いし
ます。

5番石塚委員

5番の石塚です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

当該地は一枚の田になっておりましたが、その半分の北側になります。
申請者が同じ田を作っており、売買ですので何ら問題なく見て参り
ました。皆様のご審議お願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第3号から第4号 農地法第5条
第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供しま
す。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いし
ます。

5番石塚委員

5番の石塚です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

地形的に現況はL字型になっており、一部野菜が耕作されております
が、元々分譲地で御座います。また、他に影響するものはないと見て
参りましたので、皆様の慎重なご審議をお願い致します。

議 長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いし
ます。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この地域は農地区分でいう、第一種農地で生産性の高い地域で御座いますが、不許可の例外の、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、分家ということで見参りました。皆様の審議をお願い致します。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号から第4号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

8番の佐藤です。4号議案ですが、東側畑、南側畑となっておりますが、これは本人所有ですか。

事務局

周辺はそうです。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第5号から第6号 非農地証明願いに係る処分決定について 議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

矢板市の都市計画地域でありまして、半世紀近く宅地として使われておりましたので、やむを得ないと見て参りました。

また、第6号議案であります、ここも一部宅地として使われておりましてやむを得ないと見て参りました。ご審議をお願い致します。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第5号から第6号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（５）議案第７号から第１５号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第７号から第１５号について、質疑・意見等を求めます。

（ 質疑・意見等 ）

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（５）議案第１６号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、８番佐藤委員の退室を求めます。

（ ８番 佐藤 委員 退室 ）

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第１６号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第１６号が終了しましたので、８番佐藤委員の入室を求めます。

（ ８番 佐藤 委員 入室 ）

議 長 続いて、付議事件（５）議案第１７号から第１８号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、４番君島

委員の退室を求めます。

(4 番 君島 委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第17号から第18号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第17号から第18号が終了しましたので、4番君島委員の入室
を求めます。

(4 番 君島 委員 入室)

議 長 続いて、付議事件(5) 議案第19号から第20号 農用地利用集
積計画に係る意見決定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第19号から第20号について、質疑・意見等を求
めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件(6) 議案第21号 農業委員会事務局職員の
任免について議題に供します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第21号について、質疑意見等を求めます。

13番齋藤委員 この件に関しましては、市の方で決められたことですので私達が意
見を述べることは難しいと思います。

議長

貴重なご意見有り難うございます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

・平成29年度活動実績報告のお願いについて

・歓送迎会のご案内について

議長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは以上を持ちまして、第10回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤 寛夫

議事録署名委員 齋藤 典子

議事録署名委員 渡邊 好理